

# ふくし TIMES

vol. 714

<http://www.knsyk.jp>



ともしび運動

2011. 5

福祉タイムズ



〈写真・菊地信夫〉

## 息子の思いに気付いてくれる場所だから

重度の身体障害と知的障害のある長谷川大輔さんは、障害者ケアホームで生活している。大輔さんは人の集まる場所が好きだが、言葉や身振りで気持ちを伝えることが難しく、周りが静かだと独特の合図で人を呼ぶ。母親の貴代美さんは「家に二人きりだと静かになってしまうけれど、ここは『コホン』という咳の合図に気付いてくれたり、食事を作る音や話し声が聞こえるから安心できるのだと思います」と語る。大輔さんの小さな合図も受け止めた、普通の暮らしを支えたいという支援者の思いが、家族の笑顔にもつながっている。

## contents

- 02 特集 利用者一人ひとりの暮らしを支える障害者グループホームの充実を目指して
- 04 NEWS & TOPICS 東日本大震災にかかる被災地支援の動き
- 06 私のおすすめ 大災害に備えて知っておきたいこと、知ってもらいたいこと
- 07 福祉最前線 神奈川県精神障害者家族会連合会
- 08 連載 福祉社会をひらく～県社協60年-第2回-
- 10 県社協のひろば
  - ・権利擁護相談事例集第2弾の発行
  - ・平成23年度研修カリキュラム
- 12 かながわ*For*情報 神奈川災害ボランティアネットワーク

# 利用者一人ひとりの暮らしを支える 障害者グループホームの充実を目指して

「障害者グループホーム・ケアホーム第三者評価制度」がスタートしました

福祉サービスの第三者評価は、福祉サービス事業者が利用者により良いサービスを提供するために、自ら進んで評価機関による評価を受けてサービスの改善に取り組むとともに、その評価結果情報を社会に公表する仕組みです。福祉サービス事業者でも利用者でもない公正・中立な評価機関が、事業者の提供するサービスを客観的・専門的な立場から評価します。

これまで入所施設を主な対象としていましたが、本年四月から、本会（かながわ福祉サービス第三者評価推進機構）独自の取り組みとして、障害者グループホーム・ケアホーム（以下、「グループホーム」）への第三者評価制度を推進することとなりましたので、その概要を紹介します。

## 障害のある方の地域での自立した生活に向けて

わが国の障害福祉サービスは、昭和五十六年の国際障害者年を契機に大きく進展したものの、障害のある方への支援は「施設入所・入院医療」が中心でした。その後、社会福祉基礎構造改革を経て、生活基盤を施設から地域へ移行していこうという大きな流れの中で、障害のある方の「地域での自立した生活」の場としてグループホームに注目が集まり、整備が大きく進んできています。

グループホームが制度化された当初は、障害の程度が軽く、身の回りのことに多くの支援を必要としない方を主な対象としていましたが、平

成十八年施行の「障害者自立支援法」により、介護を必要とする方を対象とするケアホームが創設され、障害の程度によらず、障害のある方の地域生活の基盤となるサービスとして充実が図られました。

本県が平成二十一年七月に定めた「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」においても、グループホームの整備促進とともに、利用者の権利擁護の視点に立った福祉サービスの質の確保と向上の推進が掲げられています。

## グループホームが目指すもの

グループホームは、障害のある方が少数人で、地域で暮らしを営むための「住居」(家)です。ここでは、

表紙取材した、(福)みなと舎のケアホームの様子



(写真・右) 利用者一人ひとりに個室があり、リビングに集まることができる  
(写真・左) 建物には目立った看板などもなく、街並みに溶け込んでいる

異なる生活習慣や価値観を持つ方々が共同で生活していますが、「一人ひとりの暮らし」の場であることが基本です。

例えば、一般企業に通勤している方、就労支援事業所や地域作業所に通っている方、一人暮らしを目指して生活体験を積んでいる方、ずっとグループホームに住み続けたいと思っっている方など、同じ屋根の下に暮らしている方も、利用者それぞれに「自らしい暮らし」を営んでいます。

また、ホームヘルプサービス等の福祉サービスと連携し、日常生活の相談を始めとするさまざまな支援を提供することで、利用者一人ひとりの主体的な暮らしの実現や充実に向けて取り組んでいます。

## グループホームへの第三者評価の必要性

障害のある方の地域生活の基盤となるサービスとして、大きな期待が寄せられているグループホームですが、少人数体制で日常生活に密着した支援を行うため、勤務は職員一人体制となることが多く、職員からは「自分の行っている支援は、利用者のためになっているのだろうか」といった悩みや不安の声も聞かれます。利用者の願いや意向と職員の思いがすれ違わないようにするために、常に事業者全体で提供しているサービスの内容を振り返り、外部の視点も取り入れながら、検証を行う必要があります。

こうしたことから本会では、本年度からグループホームへの第三者評価の導入を図りました。第三者評価というところ、点数化や順位付け、というイメージを抱かれがちですが、第三者評価は、事業者によるサービスの質の向上を目指す取り組みを支援するものであり、サービス制度の充実・強化につなげていくための手段です。

## グループホームの第三者評価の基本的な考え方

グループホームの支援の質を適切に評価するために、次の基本的な視

(別表) 本会(かながわ福祉サービス第三者評価推進機構)が定める障害者グループホーム等第三者評価の評価手法

	内容
評価手順と手法	(1) 受審契約: 複数ある評価機関の中から希望の評価機関を選び契約 (2) 自己評価: 「自己調査表」により、自己点検・評価した結果を評価機関に提出 ・「自己評価(第三者評価)項目」は4段階(◎○△×)で自己評価 ・自己評価結果を基に「7領域の取り組み状況項目」についての努力・工夫、課題を文章により記述 ・「ホーム運営に関する項目」を全職員で話し合い、文章により記述 (3) 訪問調査: 評価調査者による訪問調査を実施 ・「7領域の取り組み状況項目」の自己評価結果を中心にヒアリング実施 ・「利用者調査表」により、利用者または利用者家族へのヒアリング調査等を実施 (4) 評価決定: 評価機関の評価委員会において評価結果を決定。事業者の結果を報告するとともに、評価後のコメント提出を求める (5) 公表: 推進機構(本会)に提出された評価結果と評価後のコメントについて、推進機構と評価機関のホームページ等に掲載
評価項目	(1) ホーム運営に関する項目(3項目) (2) 7領域の取り組み状況項目(7項目13事項) <7領域の内容> ①人権の尊重 ②意向の尊重と自立生活支援 ③サービスマネジメントシステムの確立 ④地域との交流・連携 ⑤運営の透明性の確保と継続性 ⑥職員の資質向上の促進 ⑦日常生活支援等 (3) 自己評価(第三者評価)項目(39項目159事項)

※本会ホームページ(<http://www.knsyk.jp>)で、評価機関、評価項目一覧などの情報を掲載しています。

点に立って第三者評価を実施します。(評価手法は別表参照)

①グループホームの多様性を尊重

グループホームの多様な運営形態や利用者支援のあり方に、「こうあるべき」と安易に一律の尺度(基準)をあてて実践を求めることは、利用者の主体性を尊重した生活を損なうことにもつながりかねません。第三者評価にあたっては、それぞれのグループホームの多様性を尊重することを大前提とします。

②職員の「思い」を聴く

サービスの質を高めるためには、職員自身が課題解決や質の向上の原

動力となるのが欠かせません。しかし、グループホームでは職員一人での勤務体制が多いことから、日々の努力の手応えを感じたり、支援課題の気付きを得られる機会が多くありません。第三者評価は、評価調査者との対話形式の面接により、職員の「思い」を丁寧に聴くことを重視します。

③ふりかえり重視

グループホームでは、勤務体制上、会議や研修の機会が確保しづらい環境にあります。第三者評価では、自己評価の実施などを通して、職員が日々のサービス提供について振り返

り、事業者としての支援目標や方針を共有することにつながるようバックアップします。

グループホーム第三者評価のもう一つの役割

グループホームは利用者一人ひとりの個別支援を重視しているため、支援の中での課題がその利用者の特性から生じる個別的な問題とされてしまい、普遍化されにくい面があります。

第三者評価を通して、さまざまな立場の方の参画を得ることで、個々の事業者の改善努力だけでは解決困難な課題を整理し、制度の基盤強化や発展につなげるよう課題提起して

いく役割があります。

受審に向けた支援の取り組み

本会では、事業者の方々に積極的に第三者評価を活用していただけるよう、説明会や自己評価の進め方研修会の開催などを予定しています。また、多くの方々にグループホームに関心を寄せていただけるよう、ホームページでの評価結果の公表を行います。

障害のある方の地域生活の充実に向けて、第三者評価を通してさまざまな立場の方々とグループホームの取り組みや課題を共有することができよう取り組んでいきます。

(福祉サービス第三者評価担当)

第三者評価受審事業者からの声



(N) あまね  
理事長 海原 泰江

私たちの法人は障害者地域作業所の運営からスタートし、地域での生活を支えていくために、グループホームを開所し5年になります。さまざまな生活体験をされている方が集まった暮らしは、日中活動の場の支援しか経験したことがない私たちにとって新しい発見と驚きの連続でした。

施設や病院から地域への流れの中で、グループホームの必要性は今後ますます増していくものと思われます。しかし、実際の運営は非常に厳しく、サービス管理責任者は置かれているものの、一人の職員で食事を始め、さまざまな支援を行っているのが現状です。

今回第三者評価を受審し、明らかになった私たち法人の弱い面をどう強化していくのかを、職員と共に考えていきたいと思えます。一人職場であればこそ、本人に寄り添った支援ができていたのかを問い直す時、第三者の視点が入ることは大事だと思えます。今後受審が進み本人の願いに沿った支援の輪が広がることを心から願っています。

## 東日本大震災にかかる被災地支援の動き

### 全国の社協による支援体制

三月十一日に発生した東日本大震災では、被災地域が広範囲にわたっていることから、これまでにない長期的な支援が必要となることが予測されます。そのため被災した岩手県・宮城県・福島県に対して、全国の社協が組織として一丸となって支援する体制を敷いています。

その中で、本会は岩手県釜石市社協の支援を、山梨県・横浜市・川崎市・相模原市社協とともに担当することとなりました。(左図参照)

岩手県にはおおむね五十人の社協職員が応援体制を敷き、切れ目のない支援ができるよう、各社協でローテーションを組みながら職員を派遣しています。

派遣された職員は、主に生活福祉資金の小口貸付事務の支援および災害ボランティアセンターの運営支援(ボランティア派遣、被災者ニーズ把握等)により被災地社協の支援にあたっています。



釜石市社協のボランティアセンターの様子

本会では、三月二十四日から、移動日も含めた一週間を一クールとし、四月三十日までの間に十七名の職員を派遣してきました。第四クール(四月十三日〜十九日)からは、横須賀市・三浦市・伊勢原市社協からも応援職員が加わり、その後も、他の県内市町村社協からも協力をいただき、釜石市の支援にあたっています。

### 地元主体の復興を支えるために

被災地社協への派遣職員からの報告では、被災地の方々がそれぞれに助け合っている姿が浮かびあがってきました。また、釜石市社

協職員なども、自らも被災している状況にも関わらず先頭にたって活動し続けています。

四月中旬からは行政によるがれきの一斉撤去も始まり、避難所から公営住宅などへ移る方も少しずつ増え始め、仮設住宅の建設も始まりました。

本会では、地元主体の活動を基に、支え続けていきたいと考えます。

### 福祉施設への支援

『県知的障害施設団体連合会による人員派遣の取り組みから』

神奈川県知的障害施設連合会(以下、「連合会」)では、宮城県知的障害者福祉協会の要請に応え、県内各事業所から人員派遣を募り、被災地の方々および被災事業所の救援等の支援にあたっています。

人員派遣は当面四月〜六月を予定し、一週間を一クールとして、五名程度の職員が被災地で支援を行います。派遣者については、連合会が会員施設に調査を行い、スケジュールが組まれました。

具体的な活動内容は、①事業所の被害・損壊状況、被災状況やニ

ーズの把握、②要請があった事業所での利用者支援、③清掃等の間接支援等です。活動拠点としている被災施設(宮城県石巻市内)では、四月十一日から日中の通所支援を開始し、同月十八日から送迎も再開されています。

派遣者を対象に行われているミーティングでは、連合会の安藤浩己会長(福星谷会)から「派遣者の男女比などを踏まえながら、被災施設の福祉サービスの質を落とさないよう配慮していく。現地が必要とする支援に対応していきたい」との説明がありました。

被災施設との調整を行っている森下浩明さん(福みなと舎)は、「障害のある方にとって生活環境の変化から受ける影響は大きい。安心を支えるための支援が求められているが、その難しさに直面している」と語ります。

県内の福祉施設においても、被災地施設の利用者の受け入れが行われていますが、同様の課題意識を抱えています。本会では、関係機関・団体の取り組みを把握し、後方支援を行っています(本年四月末日現在)。

(企画調整・情報提供担当)

# 福祉のうごき

2011年3月30日～4月28日

Movement of welfare

## ●障害者サービス利用計画の利用者数は依然として低調

厚生労働省が4月13日、障害者相談支援事業の充実を目的に行った調査結果を公表した。「市町村相談支援機能強化事業」「成年後見制度利用支援事業」の実施割合が年々増加している一方、「住居入居等支援事業」「サービス利用計画作成」については低調な状態が続いていることが分かった。

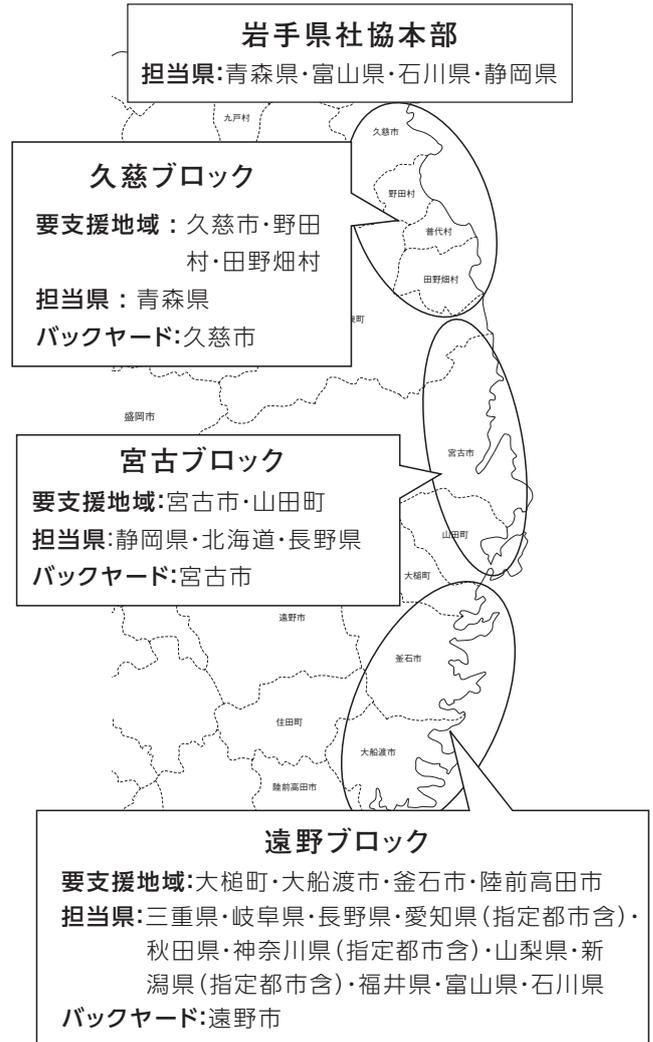
## ●02年以降、ホームレス数が過去最少

厚生労働省の調査により、公園や河川敷きなどで暮らすホームレスが、昨年度に比べ17.0%減少したことが分かった。本県では4月15日、前年に比べて129人減少し、調査を開始した2002年以降、最少と発表している。特に減少が目立ったのは川崎市で、相談員が声掛けや巡回相談を繰り返すなどした結果、県内の全体数を押し下げる要因となった。

## ●過疎地域の中で高齢者割合が50%以上の集落が1万突破

人口50人未満の小規模集落のうち、高齢者割合が50%以上の集落は全体の15.5%を占めることが4月20日、総務省の調査結果により分かった。本県と大阪府に過疎地域市町村等は含まれていないが、今後の対策として同調査研究会がまとめた「地域の将来像を共有し、その実現に向けた互いの役割や責任について共通認識と合意形成を図ることが出発点となる」との指摘は、県内の身近な小地域福祉活動にもつながる視点である。

(図) 岩手県への支援状況



※バックヤード：要支援地域で活動するための拠点。派遣者の宿泊やミーティングに活用される

東日本大震災で、住所地の自治体を離れている被災者の方が、見舞金の給付など地元の震災関係の情報を受けやすくするため、総務省が「全国避難者情報システム」を開始する予定です。神奈川県内に避難されている方は、避難先の市区町村にお問い合わせください。(本年4月末日現在)

「広一告」

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

**京浜警備保障株式会社**

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内  
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

**神奈川県福祉研究会**

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110

同 辻村 祥造 ☎045-311-5162

同 西迫 一郎 ☎046-221-1328

同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351

代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい  
デザイン・印刷・ホームページ制作



**きかんし印刷**  
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12  
営業部 TEL045(785)1700 ☎ FAX045(784)8902  
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598  
<http://www.kki.co.jp/>

# 私のおすすめ

## 大災害に備えて知っておきたいこと、 知ってもらいたいこと

東日本大震災で被害を受けられた皆様には心からお見舞いを申し上げます。とりわけ、被災地で不自由な生活を強いられている障害のある方々のことが気掛かりです。障害のある方にとって災害時の不安には限りがないと思います。そこで今回は、災害に備えるために知っておきたいこと、知ってもらいたいことをまとめました。

### ❖ たとえば、被災地のトイレの問題

大地震を経験して、「今まであまり考えてみなかったけれど、こんな時、こんな場面でどう対処したらよいのだろう」という思いを持たれた方も多いのではないのでしょうか。

例えば、車いす利用者にとって、避難所での大きな問題のひとつがトイレです。簡易トイレにはスロープがなく、利用が困難です。そこで注目したのが観光やイベント等で活用されてきたトイレカー（屋外用移動トイレ専用自動車）です。特に「福祉バイオトイレカー」は障害のある方や高齢の方に対応する目的で作られており、リフトで車いすのままトイレまで上がれます。オガクズの土壌細菌で汚物を分解するので、水を使うこともありません。宮城県石巻市の避難所では、この「福祉バイオトイレカー」が利用されたそうです。



被災地でバイオトイレカーが利用される様子

### ❖ 一人ひとりの防災プランを考えよう！

震災直後は、県内でも、停電や鉄道の不通などの混乱に直面しました。車いす利用者からは「地震発生直後にビルのエレベーターが止まって、高層階から地上へ降りることができなかった」「計画停電で、自宅の移動用リフトが使えなくなった」との話も聞かれました。また聴覚に障害のある方は、駅や電車内の放送が音声だけで、

今月は ⇨ **NPO法人神奈川県障害者  
自立生活支援センター** がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚2カ所を拠点に活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲953-2

TEL：046-247-7503 FAX：046-247-7508

E-mail:info@kilc.org

URL:http://www.kilc.org

内容を理解できずに困ったとのことでした。一方、ケア付き福祉ホームで暮らす方からは、地震で電車が止まりヘルパーが来られなかった時、近所の人が食事や排せつの介助を手伝ってくれたとの報告もありました。

災害に備えるために、障害のある方による準備はもちろんのこと、地域の方たちの理解や協力が欠かせません。キルクでは、障害当事者の視点で「障害者のための防災マニュアル」を作成しています。また日本自閉症協会やコミュニケーション・アシスト・ネットワーク（通称CAN）でも災害時の障害者支援についてまとめています。

一人ひとりの障害の状態や生活環境等に応じて、求められる支援も変わってきます。私たち障害当事者から声を発信することで、一人ひとりに必要な災害救援ネットワークができていくと思います。今回紹介したマニュアルやハンドブックを使って、家族や身近な介助者、地域の人たちと一緒に、防災プランについて話し合ってみてはいかがでしょうか？

こんな時だからこそ、私たちの社会の本当の優しさや強さが問われていると感じます。「人と人の絆を、もっともっと深めたい！」障害のある私たちから、地域の皆さんへのお願いでもあります。

## インフォメーション

- 「福祉バイオトイレカー」(NPO法人やさしくなろうよ)  
<http://yasashikunarouyo.jp/>
- 「自閉症の人たちのための防災ハンドブック—支援をする方へ—」(日本自閉症協会)  
<http://www.autism.or.jp/bousai/bousai-hb-siensyayou.pdf>
- 「災害時の言語聴覚障害者への支援について」(コミュニケーション・アシスト・ネットワーク)  
<http://www.we-can.or.jp/>
- 「障害者のための防災マニュアル」(神奈川県障害者自立生活支援センター(KILC))  
<http://www.kilc.org/caution/index.html>

神奈川県精神障害者家族会連合会  
参与 佐野 羊介



昭和41年設立。現在は横浜市を除く県下の17の精神障害者家族会が加入し、会員数は約1000名。「精神障害者とその家族が安心して暮らせる地域社会」を目指し、医療、福祉、就労、人権等について、電話相談や巡回相談、家族相談員研修、こころの美術展、シンポジウム等の普及活動、陳情要望活動等を行っている。  
URL <http://www5.ocn.ne.jp/~jinkaren/>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日頃の取り組みをご寄稿いただきます。

## 精神障害者支援は取り残されたままです

精神障害者支援については、厚生労働省の「精神保健医療福祉の改革ビジョン（平成16年9月）」により、医療により保護する施策から「自立と社会参加を目的とした福祉施策」が重視されるようになりました。その後、障害者自立支援法が施行され三障害一元化となりましたが、精神障害者への医療・福祉施策は、いまだに遅れたままです。

- ① 重度の身体・知的障害者は一切の保健医療費が免除されていますが、精神障害者は精神科通院費だけが1割の自己負担に抑えられているだけで、そのほかは健常者と同一負担です。
- ② JR等の交通機関や、高速道路の割引制度の対象から除外されています。
- ③ 精神障害者は生命保険や、損害賠償保険に加入できません。

欧米に比べて日本の精神科病床数はほとんど減少していないこと、多剤・大量の薬物療法の在り方についても問題になっています。国は社会的入院（受け入れ条件が整えば退院可能な人）の減少を図ることにしていますが、家族の視点からすると、地域生活の支援体制作りが十分に進んでいるとは言い難い状況です。

また、自殺者が3万人前後と高い水準で推移しており、その背景には精神疾患が多く認められています。また国民の40人に1人が精神疾患にかかり、4人に1人が生涯で何らかの精神疾患にかかるとも言われています。このように誰もが心の病にかかりうる可能性があります。社会に根強く残る偏見のため精神障害者に対する正しい理解が進み難いものとなっています。当会は、偏見をなくすためには、義務教育段階での精神障害に関する正しい教育が必要と考え、県への要望活動を続けています。

最近の主な活動としては、昨年度、「家族が必要とする生活支援」について、会員を対象にアンケート調査を行いました。調査結果から、頼りになる相談先や、障害が重度の方の在宅支援を支えるため、精神保健福祉士・看護師・医師等からなるチームが訪問して医療・生活両面から支える包括的地域生活支援体制（ACT）を希望する声が多く挙げられています。また要望活動として、県議会へ重度障害者医療費助成（左記1）の陳情を行いました。継続審議にとどまっています。

今回の東日本大震災を受けて、被災障害者に対する医療・生活両面での支援の実体を検証し、今後に備える予定で。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険

全国170万人  
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>



### 特長は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

年間保険料 Aプラン…280円 Bプラン…420円 天災タイプもあります

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

## ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

## 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

## 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人  
団体契約者 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

# 福祉社会をひろく 県社協60年

## 【第二回】組織整備から活動の充実へ（昭和二十六年～昭和三十五年頃）

今号は、本会が結成された昭和二十六年から昭和三十五年の十年間を振り返ります。本会発足当時、まず機関紙や社会福祉会館の建設などの基本的な活動が生まれ、民生委員児童委員による世帯更生運動、市町村や地区における社協育成などが行われました。小地域での福祉活動を進めるために、組織づくりにまい進し、その後の活動の充実を目指した中で、現在の地域福祉に通じる課題を探ります。

### 戦後の復興期 生活革新と広がる格差

当時の経済状況として、昭和二十七年度は、一人あたりの実質国民所得や消費水準がほぼ戦前並みに回復し、昭和三十一年経済白書では、「もはや戦後ではない」という言葉が使われました。昭和三十五年の国民生活白書では、経済発展に伴う個人所得の増大と技術革新による新製品の大量生産によって、洗濯機やテレビなどの耐久消費財ブームが起り、生活の合理化、家事労働の軽減、家庭娯楽の高級化などの新しい動きについて触れています。

一方で、昭和三十二年の厚生白書では、国民の生活格差が拡大し、経済成長から取り残された人々が数多くいることを指摘し、昭和三十年の厚生行政基礎調査報告でも、約一千万人の低所得階層を推計しています。

### 福祉タイムズの創刊、 社会福祉会館の建設

こうした時代の中で、昭和二十六年に本会が創設されると、社会福祉会館の建設を求める声が上ががり、県共同募金会の音頭で設置委員会が作られ、多くの社会福祉事業関係者の援助と協力により、翌年の建設につながりました。会館内には県社協・県共募、横浜市社協の事務局を収容し、講堂や会議室は、社会福祉施設・団体、民生委員児童委員の連絡および現任研修の場として、また県や横浜市が開催する一般集会のためのセンターとして機能していました。

時期を同じくして、機関紙の発行が望まれ、昭和二十六年八月十五日に、県内各社会福祉施設、民生委員児童委員、市区郡社協などを頒布対象として、福祉タイムズの創刊号（タブロイド四頁、四千部）が発行されました。その後、福祉タイムズは時代を反映した内容を



当時の県社会福祉会館は、鉄骨軽コンクリートの本館及び講堂、車庫、倉庫、宿舍、延べ三百五十七坪。横浜市神奈川区桐畑（現在の東急東横線反町駅の近く）に建てられた

を積み重ね、今号で七百十四号を数えます。

### 一人一世帯自立更生運動

昭和二十四年当時、都市部では、生活保護の被保護世帯が増加傾向にあり、生活保護を実施するだけでなく、生活保護を受けずに生活できるような支援の取り組みが必要であると「民生委員一人一世帯自立更生運動」が展開されました。この運動は、岡山県・千葉県などでも行われ、昭和二十七年八月には滋賀県大津市での第七回全国民生委員児童委員大会において、戦後激増した低所得者階層に対してその生活基盤を確保し、生活保護世帯数の増加を緩和するため適切な生活指導と必要な支援を行う世帯更生運動が全国的な運動として展開する旨の「世帯更生運動実践申合決議」が採択され、全国的な取り組みとして発展しました。



「福祉タイムズ」は昭和26年に創刊された

世帯更生のためには、資金が必要な場合が多く、昭和三十年には低所得層向けの世帯更生資金貸付制度が誕生しました。この貸付制度は、平成二年度に「生活福祉資金貸付制度」と名称を変更し、平成二十一年十月の制度改正などを経て現在に至っています。

**市町村域での社協結成の動き**

本会の結成と前後して、各市区郡町村でも、社協結成の動きが進められました。当時の根拠法令である「社会福祉事業法」には、市区郡町村レベルの社協の位置付けがなく、結成にこぎ着けるまでには大きな困難があったそうです。

県社協地域部会では、昭和二十六年度から、当面の重点目標として毎年助成金を交付しました。横浜市（各区を含む）をはじめ、横須賀市・川崎市・藤沢市・茅ヶ崎市の五市と中・足柄上・三浦・津久井・高座・愛甲の六郡において社協が発足し、その後、足柄下郡・鎌倉市・平塚市と続き、当時の県内の全市区郡

## （年表）本会の主な動き （昭和26年～昭和35年）

昭和26. 8	福祉タイムズ創刊
昭和27. 4	本会法人認可
8	社会福祉会館竣工
昭和29. 4	社会福祉事業振興資金設置
昭和30. 11	世帯更生資金貸付制度開始
昭和31. 9	横浜市が政令指定都市に
昭和32. 12	一品持ち寄り運動、年末たすけあい運動に継続発展
昭和34. 4	県社協地域部会に町村分科会設置
昭和35. 4	モデル地区社協指定開始

に社会福祉協議会が結成されました。

本県においては、小地域社協組織の範囲を、民生委員児童委員協議会単位に結成することとして申し合わせ、市区郡レベルを「地域」、町村と市区域の民生委員児童委員協議会の範囲を「地区」と呼び、組織づくりが進められました。

昭和二十八年五月の厚生省社会局長通達では、①社協の目的・理念を各種機関を通じて、具体例をもって地域住民の理解と協力を高めるようにし、社協が民主的・自主的に組織されるよう努めること、②社協を通じて公的社協の業務は福祉事務所において行うことが望ましいこと、③社協は民生委員児童委員の自主活動を推進する母体となるよう努めること、④社協の事業は総花的でなく、それぞれの地域の実情に応じて、特色ある構想と仕組みをもつよう指導することなどが挙げられていました。

## 組織整備から活動の充実へ

昭和三十二年六月、全社協は、社協の組織整備から一歩進んで活動の充実を促すための「市区町村社協当面の活動方針」を示しました。そこでは、地域社会に発生する福祉課題を解決する「推進体」として社協を捉え、「地域における福祉に欠ける状態の克服」に目標を置き、「地域住民の積極的な参加を求め、地区ごとに話し合いの場を設定し、行事中心の社協から脱皮して、福祉に欠ける状態の発見とその解決のための活動の推進に切り換える」としています。

こうした考え方は、「市町村地域福祉計画」や、市区町村社協が取り組んできた「地域福祉活動計画」の策定・推進における住民参加の考え方と近いものです。小地域福祉活動を推進する際に、組織づくりや行事運営が中心となってしまう傾向は、当時だけでなく今もあるのではないのでしょうか。

地域住民が参加し、地域の福祉課題を自ら解決していこうというきっかけをつくる際には、基盤となる組織があること、行事を実施することの意義も決して否定できません。しかし、何のための組織なのか、何のための行事なのかを住民や関係者と、常に話し合い、意識し続けていき、地域に必要な活動をつくりだしていくことが社協活動の原点ではないのでしょうか。

（企画調整・情報提供担当）

初期対応が大切なキーポイント

相談者に寄り添う支援ノウハウを整理

かながわ権利擁護相談センター（愛称・あしすと）では、県から「権利擁護ネットワーク形成事業」の委託を受け、市町村相談機関支援事業として弁護士や社会福祉士等の専門家派遣事業に取り組んでいます。

「あしと」は、県から「権利擁護ネットワーク形成事業」の委託を受け、市町村相談機関支援事業として弁護士や社会福祉士等の専門家派遣事業に取り組んでいます。

その成果として、あしとに設置された相談事業推進委員会（委員長：内嶋順一弁護士）で検討いただき、昨年度「権利擁護相談事例集」を作成したところですが、この度、事例集で課題整理した「相談者の思いを引き出す相談支援事業者職員の働きかけ」を焦点に、事例集第二弾をまとめました。

本人と家族の思いを受け止められているか、その人らしい生活の実現に向けた支援になっているか、自己点検を通じた相談機関職員の力量アップやネットワーク構築につながるよう「ワークシート」や「初期対応チェックシート」も作成しています。

今回の事例集のポイントは、支援者の初期相談のあり方に焦点をおいたことです。あしとに相談される困難ケースの特徴としては、本人に困り感がなかったり、支援者の提案に本人や家族が応じてくれなかったり、本人と家族の思いが対立するなどとして、支援者の身動きがとれなくなったといったことが挙げられます。

本人と家族の思いを受け止められているか、その人らしい生活の実現に向けた支援になっているか、自己点検を通じた相談機関職員の力量アップやネットワーク構築につながるよう「ワークシート」や「初期対応チェックシート」も作成しています。

また、本人や家族の思いに気付いた支援者からは、「もっと早く気付

けたら」「もっと早く報告してくれてたら」など、初期対応の遅れを悔やむ声も聞かれます。

平成二十三年研修カリキュラムのお知らせ

福祉サービスの質の向上を目指して、福祉従事者のスキルアップのための研修を今年度も実施します。

ラムで試行的に実施します。予定している研修は左表のとおりです。詳細は、各法人への郵送のほか、希望する法人や施設へは、メールでもご案内いたします。ホームページでも随時最新情報を掲載しますのでご確認ください。

その内容を踏まえ、新たなカリキュラムで見直しています。今年度は、

（福祉人材研修・介護支援専門員支援担当）

平成23年度 研修実施予定一覧

区分	研修名	対象の目安	実施予定時期 ※1
階層別研修	新任職員研修 Aコース	新採用者（新卒）	5月7日、8月25日
	〃 Bコース	新採用者（新卒）	5月12日、8月26日
	〃 Cコース	新採用者（社会人経験有り）	5月21日、9月1日
	〃 Dコース	新採用者（社会人経験有り）	5月26日、9月2日
	中堅職員研修	中堅職員	11～12月（2日間）
	指導的職員研修	指導的職員・リーダー	10～11月（2日間）
課題別	マネジャー研修	管理者・管理職	9～10月（2日間）
	スキル基本研修（介護系）	新任介護職員	7月（3日間）
	スキル向上研修（介護系）	中堅介護職員	9～10月（3日間）
	〃（相談系）	中堅相談職員	12月（2日間）
組織内研修	〃（ステップアップ編）～対人援助技術研修	対人援助を担う指導的職員	1～2月（3日間）
	人事労務管理担当者研修	人事労務管理担当者	6月、2月（各1日）
	スーパーバイザー研修	職場内での業務管理・指導を担う方	8～9月（4日間）
アップ	職場内研修担当者研修 ※2	職場内研修担当者	9～10月（4日間）
	サービス提供責任者現任研修	サービス提供責任者で現任の方	11～12月（3日間）
資格取得	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ（県指定）	介護支援専門員として就業中の方	9～10月
	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（県指定）		11～1月
	介護支援専門員実務研修（第14期・第15期）（県指定）	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	4～3月
	介護支援専門員更新研修（33時間）（県指定）	介護支援専門員（実務経験のある方）で更新対象者	9～10月
対試験	介護支援専門員更新研修（20時間）（県指定）		11～1月
	ケアマネ実務研修受講試験対策	試験受験予定者	8～9月
	介護福祉士資格取得対策	〃	10～11月

※1 実施時期、日数は予定であり、変更する可能性もあります。ご了承ください。  
 ※2 時期をあけてフォローアップ研修を実施する予定です。



## 被災者とボランティア、

## それぞれの思いをつなぎたい

### 神奈川災害ボランティアネットワーク

神奈川災害ボランティアネットワークは、阪神淡路大震災の教訓を神奈川に生かそうと、一九九七年四月に設立されました。県内の災害ボランティアに関わる団体等が参加し、ボランティアコーディネーターの養成、災害を想定したシミュレーション、地域ネットワーク設立に向けた支援などの活動を展開しています。

### 「役に立ちたい」思いをつなぐ

震災から一カ月を経て、これまでの取り組みは、「かながわ東日本大震災ボランティアステーション」の立ち上げにつながっています。

東日本大震災の発生後、同ネットワークでは、県・本会と協働し、県内の一時避難所や支援物資の仕分け、被災地等でのボランティア活動の調整、情報支援等を行ってきました。

阪神淡路大震災以降、ボランティア活動が注目を浴びるようになってきた一方で、「何か役に立ちたい」と思うボランティアの気持ちと、被災者の思いがすれ違う場面が散見されています。同ネットワーク副代表の植山利昭さんは「地元の方たちが

「地元復興に取り組むパートナーを見つけて、活動拠点を広げていくことが課題」と植山さんは語ります。個人のボランティア活動については、余震等による二次的被害の発生、被災地の受け入れ



ボランティア研修会の様子

体制が整っていないことが懸念されてきました。今後について、植山さんは「被災地の迷惑にならないように、思いを持った人が積極的に関わってほしい」と活動の広がりと呼びかけています。

かながわ東日本大震災ボランティアステーションでは、登録者を対象に、被災地ニーズに沿ってボランティア募集を行っています。ボランティア登録をするには、事前研修会への参加、ボランティア保険への加入手続きが必要です。本年四月末日現在、約七百名が登録されており、今後も、事前研修会が開催される予定です。

（企画調整・情報提供担当）

#### ◆神奈川災害ボランティアネットワーク事務局

横浜市港北区新横浜2-6-23金子第2ビル3階  
神奈川県生活協同組合連合会内  
☎045-473-1031 E-mail: info@ksvn.jp

#### ◆かながわ東日本大震災ボランティアステーション

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内 ☎045-312-1121 (内4140~4142)  
※事前研修会やボランティア募集のお知らせは、ホームページを通じて行われています。  
東日本大震災特設サイト <http://ksvn.jp/>

## 防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し  
防火管理者の立会を支援いたします。

### 東日本大震災

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、東北から関東地方の太平洋沿岸で未曾有の津波災害が発生しました。本欄でも昨年津波をとりあげ「海で揺れを感じたらすぐ避難!!」として注意を呼びかけました。参考に気象庁から発表される津波警報・注意報の種類を右表に示しました。

また、現在、マグニチュード9.0という超巨大地震によって誘発されたと考えられる活動が、東日本で地震や火山活動として観測されています。今一度、事務所内や家庭の地震対策を点検する機会としていただきたいと思います。

（執筆）神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

#### （津波警報・注意報の種類）

種類	解説	発表される津波の高さ
津波警報	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、嚴重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

※基本的には気象庁から地震発生してから約3分を目標に発表されます。

### 消防用設備の 安心を保障します



(財)神奈川県消防設備安全協会  
☎ 045-201-1908

「福祉タイムズ」への「意見・」感想をお待ちしています！  
kikaku@knsyk.jpまでお寄せください。

発行日 2011年平成23年5月15日 毎月1回15日発行 発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2  
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302 編集発行人 鈴木和夫

印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所